

新型コロナウイルス感染症に関する緊急資金繰り支援拡充のお知らせ

この度は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様方へ、心からお見舞い申し上げます。

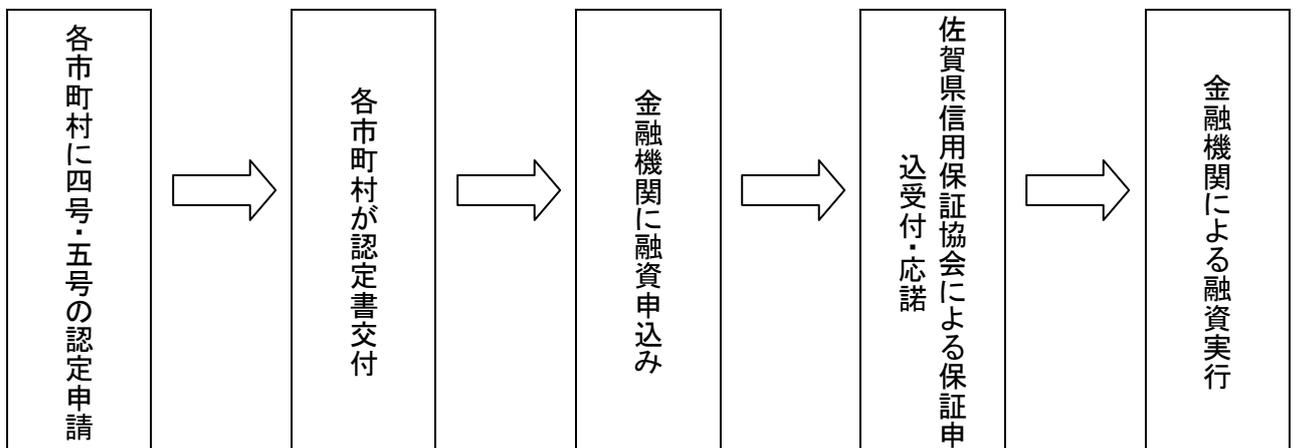
佐賀信用金庫では、令和2年3月9日から各自治体と連携を図り新型コロナウイルス感染症資金繰り対策資金の受付を開始しております。感染の終息の兆しが見えないまま、県内経済全体に深刻な影響が及んでいる事を踏まえ、新型コロナウイルス感染症資金繰り対策資金のほか、既存のお借入に関する相談も幅広く承っております。詳しくは各支店の窓口までお問い合わせください。

県制度融資

制度名	利率	融資対象	融資限度額	返済期間	担保・保証人
新型コロナウイルス感染症資金繰り対策資金	1.30%	セーフティーネット4号または5号の認定が必要	8,000万円	10年以内	保証料は県が全額負担

※利息については、当初3年分は佐賀県の全額利子補給制度があります。

◆ セーフティーネット申請の流れ



各市町村への認定申請に関しては、当庫職員が代理申請(委任状が必要)も可能です。

※お申込みに関しては、当庫および佐賀県信用保証協会にて所定の審査を行いますので、場合によっては、ご希望に添えないことがございます。